

滞納整理学会会則施行細則

(最終変更:平成 22 年 4 月 1 日)

第1条 (会費)

会費は、年額とし、次の区分による金額とする。

- (1) 個人会員 2,400 円
 - (2) 団体会員 6,000 円
- 2 会費の納入方法は、本会の口座に振込みによって納付することを原則とする。
 - 3 会費の領収書は、原則として、年度当初の会報に同封して送付する。

第2条 (入会・退会)

本会に入会を希望する個人又は団体は、本会の定める滞納整理学会入会申込書(会則施行細則第 1 号様式)に必要事項を記載の上、代表運営委員に提出し、運営委員会の承認を得た時に会員となることができる。

- 2 代表運営委員は、入会申込者の入会を承認したときは滞納整理学会入会承認書(会則施行細則第 2 号様式)を交付する。
- 3 本会を退会する場合は、その旨の届出があった日をもって退会したものとする。

第3条 (役員 の 推 薦)

代表運営委員は、役員 の 改選に当たっては、運営委員会に新役員候補者名簿の作成を指示し、その成案を作成し、総会に提出しなければならない。

第4条 (会報編集委員会)

総務部内に会報編集委員会を置く。

- 2 会報編集委員会委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 会報編集委員会委員は、総務部長及び各部の副部長で構成する。

第5条 (滞納整理事務・事例等に関する照会)

滞納整理事務・事例等に関する照会は、滞納整理事務・事例等に関する照会書(会則施行細則第 3 号様式)の送付又は本会のホームページ上の掲示板に書き込むことによって行うことができる。

第6条 (本会の所在地)

本会は、神奈川県川崎市多摩区寺尾台 1-16-204 に置く。

附則

この会則施行細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この会則施行細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(本会の所在地変更)